

岩手県告示第365号

平成28年3月2日付け官報第47号登載保安林の指定施業要件を変更する件（平成28年農林水産省告示第605号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不分明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成28年4月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更した森林に係る通知の要旨

- (1) 指定施業要件を変更した森林の所在場所 一関市大東町鳥海字蓬山1の3、1の5、1の6、1の47
- (2) 所在が不分明である通知の相手方 伊東貞男、伊東末吉、伊東洋三、及川タケ子、及川智吉、及川正得、大内直四郎、小山甚助、小山憲一、小山小四郎、小山チヨ、小山徳之、小山文彰、小山政治、亀卦川永子、亀卦川茂男、亀卦川ミサヲ、菊田トヤヒ、菊池一郎、菊池始、佐藤悦郎、佐藤源七郎、佐藤廣衛、佐藤知子、佐藤はるみ、佐藤正教、佐藤ミュキ、菅原ケイ、鈴木きよ、中村ちはる、村上重治

2 通知の内容を掲示した場所 一関市役所